

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第37号）

- 件 名 青少年の占有離脱物横領罪の件数等の内容がわかる関係資料に係る非開示決定処分に対する審査請求の件
- 開 示 請 求 年 月 日 平成22年6月18日
- 実施機関の決定日 平成22年7月30日
- 実施機関（担当課） 警察本部長
- 決 定 内 容 非開示決定
- 非 開 示 理 由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第4号（公共の安全等情報）並びに第39条
- 審 査 請 求 年 月 日 平成22年8月6日
- 審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取り消し、全面公開の決定を求める。
- 諮 問 年 月 日 平成22年9月2日
- 答 申 年 月 日 平成23年4月4日
- 争 点 実施機関が、本件対象公文書を非開示とした決定の妥当性
- 審 査 会 の 判 断

## &lt;結 論&gt;

実施機関が、審査請求の対象となった公文書について非開示とした決定は、妥当である。

## &lt;理 由&gt;

実施機関は本件開示請求に対して、犯罪少年の場合と触法少年の場合との相違を考慮し、「犯罪少年の被疑・被告事件に関する書類」と「触法少年の調査に関する書類」とに分けて条例第39条該当性及び非開示情報該当性について検討し、いずれの書類も非開示決定を行っている。

## 1 犯罪少年の被疑、被告事件に関する書類について

実施機関は、犯罪少年の被疑、被告事件に関する本件対象公文書として、少年事件送致書等を特定している。少年事件送致書等については、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第39条の規定により適用除外であるとして本件処分を行っていることから、以下、少年事件送致書等の「訴訟に関する書類」該当性について検討する。

「訴訟に関する書類」は、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件について作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当であるとされ

ている。

犯罪捜査規範第 210 条第 1 項の規定では、少年事件について捜査した結果、その犯罪が禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならないとされているところ、少年事件送致書等は、いずれも、少年の被疑事件を検察官に送致する際に作成又は添付される書類にほかならないものであることから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

なお、実施機関が保管する少年事件送致書等は、検察官へ事件を送致した際の書類の写しであるが、この写しは原本と同一の内容を有するものである。

よって、実施機関が、少年事件送致書等は刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第 39 条の規定により、条例の適用が除外される書類として非開示とした決定は妥当である。

## 2 触法少年の調査に関する書類について

実施機関は、触法少年の調査に関する本件対象公文書として、少年事件処理簿を特定している。少年事件処理簿については、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号の非開示情報に該当するとして非開示決定を行っていることから、以下、条例に規定する非開示情報該当性について検討する。

### (1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

少年事件処理簿に記載されている、少年の氏名、生年月日、住居、学校・学年、保護者の氏名、職業、住居及び事案の概要については、いずれも条例第 7 条第 2 号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

### (2) 条例第 7 条第 4 号該当性について

実施機関は、少年事件処理簿自体を開示することにより、同文書が公にされることとなり、今後における触法少年の適正な調査及び補導処分の執行等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

少年事件については、少年法、少年審判規則及び少年警察活動規則により、その健全育成のために特別な配慮が求められていることなどを考慮すれば、少年事件処理簿自体を開示することが、ともすれば少年の心を傷つけ、その更生と健全育成を阻害し、場合によっては更なる非行につながるおそれがあり、保護観察等に支障を及ぼし公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、条例第 7 条第 4 号に該当するとした実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

### (3) 部分開示の可否について

上記 (1) 及び (2) のとおり、少年事件処理簿については条例第 7 条第 2 号及び第 4 号該当性が認められるが、実施機関は全部非開示としていることから、部分開示の可否について検討する。

少年事件処理簿は、上記 (2) のとおり、少年法等により、少年事件においては少年

の健全育成のために特別な配慮が求められていることなどを考慮すれば、少年事件処理簿自体の公開が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることから、少年事件処理簿は全体として条例第7条第4号に該当すると認められる。

加えて、触法少年事件の情報は、少年本人においては極めて秘匿性の高い情報であり、特に低年齢少年は精神的に未成熟で、可塑性に富むなどの特性を有することから、個人識別性のある部分を除いたとしても残りの部分を公にすることにより個人の権利利益の保護に支障が生じないとはいえないことから、条例第8条第2項に規定する部分開示をすることができる場合には該当しないと認められる。

以上のことから、少年事件処理簿を非開示とした実施機関の判断は妥当である。